

平成26年度事業計画（案）

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

公益社団法人として二年目の今年度は、公益事業を遂行するための安定的な財政基盤を持つ法人として、財務の強化に努めていく。

景気回復基調により公共事業の増加が予想される今期については、大量登記の受託があった場合に備え、受入れ体制を整える必要がある。

2. 総務

（安定的な財務の確立）

この数年は、公益社団法人への移行準備のため、遊休財産の消化に努めてきたが、今年度以降は安定的な財政状況を保つため、適正な予算設定、効果的な事業執行、さらなる経費の削減を行う必要がある。

受託高の増減に対応できるよう、協会の収支バランスを調整し、安定的な財務の確立を目指していく。

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（広報）

協会の報酬体系について官公署からの問い合わせが多くなっている。このため、これまで社員向けにあったホームページに変更を加え、外部からも報酬規定が分かるように更新していく。

また、社員向けのページにおいては、協会の新入社員及び新しく地区の責任者となった者が、嘱託登記の受託から完了までの流れが分かるよう、フローチャートのような図式化したものを新たに設ける。

3. 嘱託登記業務

愛知県下すべての市町村役場等に当協会の存在が知れ渡っているとは言い難い現状においては、表示登記を担当する調査士協会と協調することで、官公署の用地事務担当者が抱える権利登記の諸問題を解決できるよう支援することに務めたい。

4. その他の公益目的事業

(研究事業)

公共用地の未登記問題の研究は今年度も引き続き行う。
近年、用地買収の現場で担当者の頭を悩ますのが、相続の前提登記が必要な案件で相続人の中に不在者や海外に居住している者、外国国籍になっている者などがいた場合である。
これら押印義務者が特殊な事案及び処理困難事件の解決事例について、担当した社員から情報提供を募り、類似事例に活用出来るような研究事業を行う。

(講習会および講師派遣)

講習会の開催については、調査士協会と共催で引き続き行う。
年度の初めにおいては、官公署の人事異動の関係で、不動産登記に未習熟な担当者が多くこれらを対象にした講習会は一定のニーズがあるため、初級クラスの講習会をこちら主導で行い、中級クラスの者については官公署側の要請に応じて講師派遣を行う。

(出版事業)

「相続早わかり読本」は在庫がまだ残っているため、これが底をついた時に増刷をするのか今年度に検討したい。
在庫については、非嫡出子法定相続分に関する判例変更に対応するため、正誤表を追加する。

5. 全司協

全司協が掲げる処理困難事件の事例研究とそれらを書面化していく事業は当協会の研究事業と重なる部分であるので、これらの事業に賛同し必要があれば理事を派遣する。

「未登記問題研究委員会」に対して今年度も理事を派遣し情報収集に努める。

6. 経理

予算の適正な執行と合理化をはかる。
消費増税があることから、会計ソフトを更新し、社員の報酬支払い管理ソフトのプログラム変更も行う。

以 上